

柴田町給水条例及び柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第2号

柴田町給水条例及び柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

(柴田町給水条例の一部改正)

第1条 柴田町給水条例(平成10年柴田町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は<u>撤去</u>しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の<u>規定による</u>申込みにより、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は<u>毀損</u>した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は<u>撤去</u>しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みにより、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は<u>き損</u>した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水</p>

装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2)～(4) (略)

装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2)～(4) (略)

(柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第2条 柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年柴田町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者を配置する工事)</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は<u>次</u>に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣</u>の登録を受けた者が行</p>	<p>(布設工事監督者を配置する工事)</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は<u>次の各号</u>に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行</p>

う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。